

「阿波市人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)」(案)に対する
意見と回答・説明
(平成29年2月10日～平成29年2月28日 パブリックコメント)

| ご意見 | 本市の考え |
|--|--|
| <p>○計画案 60 ページ、セクシュアル・マイノリティの部分について。</p> <p>LGBTという表記を用いているが、LGBは性的指向、Tは性自認にかかわる概念であり、土台、位相が違う。性的マイノリティをLGBTに限定すると、他の性的マイノリティの存在が不可視化してしまう。性的指向と性自認は別個のものであり、かつ多様なバリエーションを持ち、すべての人が含まれる概念を表す「SOGI」または「SOGII」の表記を採用してはどうか。【「性的指向=Sexual Orientation:SO」+「性自認=Gender Identity:GI」+「(性分化疾患=Intersexual)」】</p> | <p>○計画案 60 ページ、セクシュアル・マイノリティの現状欄2つ目の●として、「しかし、セクシュアル・マイノリティはLGBT以外にも多様なバリエーションがあります。性的指向 (Sexual Orientation:SO) とジェンダー・アイデンティティ (Gender Identity:GI) =性自認に着目すると、一人ひとりのありようは、生まれつきの要素と成長過程の複雑な要素の相互作用の中で多様なものになります。そこで国際社会では、すべての人の多様な性を考える際のキーワードとして「SOGI」という概念も使用されています。」を追加します。</p> |
| <p>○計画案 60 ページ、セクシュアル・マイノリティの部分について。</p> <p>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を切り出してここに載せているのはどのような理由があるのか。この人権の視点から見た場合多くの問題を持つ法律をなぜ基本計画に記載するのか。</p> | <p>○他の人権課題と同様に、セクシュアル・マイノリティに関する国内の法整備の現状を記載しています。</p> <p>今後、状況が変化した場合は計画内容の見直しを随時実施していきます。</p> |
| <p>○性同一性障害 (GID) という用語は 2018 年施行予定のWHO (世界保健機構) の疾病リスト ICD-11 において GID がおそらく消え、Gender Incongruence (性別不一致) が疾病名として残りそうです。</p> | <p>○ご指摘のとおり、ICD-11 において、Gender Identity Disorder (性同一性障害) という名称がなくなり、Gender Incongruence (性別不一致) という名称になる可能性が高いと思われます。しかし、現在の省庁では「性同一性障害」という名称が使われていることから、本計画で表現は変えないこととします。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>○計画案では「現状」「課題」について記載しているが、この「現状」が阿波市における各々の人権課題の現状なのか、市の対策の現状なのかが明確にされておらず不十分なものが多く、混在して表記されている。</p> | <p>○「現状」では、先に各々の人権課題の内容や法整備の状況等について記載してから、後ろに市の事業等の内容を記載しています。現在はすべての人権課題ごとに、必ずしも市独自の事業があるわけではないため、このような記載となっております。</p> |
| <p>○基本計画の多くのページにおいて、意味が無い、もしくはある認識を表しているであろうが、課題が具体的にされておらず現状に対する問題提起が不十分なものとなっている。例えば計画案 15 ページ(4)教職員の取り組み、課題の 1 行目に「多様化かつ複雑化する人権課題」とあるが、多様化というのはどのような状況を指し、複雑化するほどの言葉に対応しているのかが分からない。また、果たして人権課題は複雑化しているのか、だとすれば具体的にどのような状況を指すのかが、一切言及されていない。</p> <p>認識の違いかもしれないが、新たに可視化された人権課題はあるがそれは多様化と認識して良いのか。また、その人権課題が生み出す実態的差別は決して複雑化しているとはいえず、今までの差別構造と同じものである場合が殆どだと思うが、どうか。</p> | <p>○「阿波市人権に関する市民意識調査」「関係団体ヒアリング」「基本計画に係る施策検証調査」の結果を踏まえて、課題をとりまとめて記載しています。</p> <p>偏見や先入観から、本人の努力によってどうすることもできない事柄で不利益な扱いを受けるといった差別構造は変わらないと認識しております。</p> <p>「多様化」「複雑化」という表現については、社会情勢の変化によって新たに出てくる人権課題や、今まで潜在化していた人権課題が表面化する状況を表しているものです（インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、大規模災害を理由とする人権侵害、セクシュアル・マイノリティなど）。</p> <p>今後、人権課題の横の広がり、あるいは複数の人権課題が複合化するなどの流れが新たに生じることも考えられるため、こうした概念を包括的に示す表現として「多様化」「複雑化」を用いています。</p> <p>また、「多様化」「複雑化」に関しては、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」においても使われている表現であり、本計画で表現は変えないこととします。</p> |
| <p>○計画案 15 ページ(3)家庭、現状の 3 行目に「働き方の多様化」を要因の一つとし、家庭の養育力や教育力の低下を招いているとしているが、どのような分析の結果この認識となったのか。雇用形態が非正規や派遣、パートタイム等の不安定就労が増加し</p> | <p>○ご指摘のとおり、非正規雇用や派遣労働等の不安定労働の増加のことを表す意図であり、「働き方の多様化」という表現はふさわしくありませんでした。「不安定就労の増加」に表現を改めます。保護者の不安定な就労が経済的困窮を生み出し、子どもの学</p> |

| | |
|---|--|
| <p>た結果として、親 or 養育者が子どもと過ごす時間が減少している。これが家庭の教育力の低下を招いていると認識されるべきと思うが、どうか。このことは同時に経済的困窮を生み出すことにもつながっており、子どもたちの学力差を生み出すことになっていることは言うまでも無いことである。</p> | <p>力格差につながることは周知のとおりであり、本市においても生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策を組み合わせた支援を行っております。</p> |
| <p>○計画案 15 ページ(3)家庭、意識調査 2 行目に「幼児期から思いやりの心を育む」とあるが、人権教育が子ども達に対して示し教えるべき概念は、思いやりの心では無く「他者を尊重する」ことでは無いのか。つまり、他者を人として尊敬しその権利を奪わないこと、人権という権利がすべての人に保障され、相互に尊重され合わなければいけないことを理解させることが、人権教育の大きな目標であると思うが、どうか。</p> | <p>○御指摘の意識調査結果の表現については、平成 27 年(2015 年)に実施した「阿波市人権に関する市民意識調査」の設問における選択肢の項目であり、結果をそのまま載せる必要があることから、本計画で表現は変えないこととします。</p> <p>人権教育が子どもたちに対して示し教えるべき概念は、他者の尊重・人権の尊重ではないか、という点に関しましては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 2 条で「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう」と規定していることから、御指摘のとおりと考えます。</p> <p>本計画案においてもこの点を示すため、計画案 1 ページ「2 「人権教育・啓発」とは」において、「人権教育・啓発とは、学校教育だけでなく子どもから大人まで、すべての市民を対象とし、自分が大切であるのと同じように、他の人々も大切な存在として互いに理解・尊重し合い、すべての人の人権が保障され、尊厳が守られる社会を実現していくためには、どうすればよいのかを生涯にわたって学習することです」という表現に改めます。</p> <p>また、本市の現状として、他者を尊重し(計画案 10 ページ現状欄 2 つ目の●)、命の大切さ・思いやりの心・感謝する心を育む人</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>権教育(計画案 10 ページ現状欄 5 つ目の●、計画案 12 ページ現状欄 4 つ目の●)を推進している点を記載しています。</p> |
| <p>○計画案 48 ページ「6 外国人」において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に対する言及が無いのは何故か。</p> <p>○計画案 49 ページにおいて、ヘイトスピーチを「差別的言動」としているが、現状では「差別扇動」と定義・表記されるべきであると思うが、どうか。</p> <p>○計画案 49 ページにおいて、「在日韓国・朝鮮籍」と並列して表記しているが、朝鮮籍は国籍では無いことを考えると、この表記は市民に誤った認識を与える結果となると思うが、どうか。</p> | <p>○ヘイトスピーチについては、課題欄の 4 つ目の●の中に記載しており、現状欄に法整備の記載ができていませんでした。計画案 48 ページ「6 外国人」現状欄 4 つ目の●として、「平成 28 年(2016 年)に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体の責務や、国・地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを行うことについて定められました。」を追加します。また、資料編の用語集に同法律の記載を追加します。</p> <p>○法務省の資料、啓発ポスター・リーフレット等においては、「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動」と表記されていることから、本計画で表現は変えないこととします。</p> <p>○ご指摘のとおりと考えますので、該当部分について「在日韓国・朝鮮人」に表現を改めます。なお、法務省の在留外国人統計においても、国籍・地域別として「韓国・朝鮮」と表記されています。</p> |
| <p>○計画案 54 ページ、HIV 感染者・ハンセン病回復者等の課題において、ハンセン病についての差別意識や偏見を解消する目的が「療養所入所者の社会復帰を促進するため」に収斂されているが、高齢になられている回復者の皆さんが社会復帰をしなければならないのか？ 療養所の中に居ても、外へ出ても、回復者の皆さんの人権が保障される状態を作るところが課題であると思うが、どうか。</p> | <p>○ハンセン病回復者ご本人が自然体で故郷に帰りたいと願っても個々の諸事情で叶わない、及び受け入れ環境が十分に整っていない状況を鑑みて、計画案 54 ページ「②ハンセン病回復者に関する啓発活動・教育の推進」の「回復者の名誉の回復を図り社会復帰を推進することが重要である」について「回復者の権利の回復を図り地域において安心して生活できる社会づくりを推進することが重要である」に表現を改めます。</p> |